

被扶養者について

「被扶養者」とは、主として組合員の収入により生計を維持し、かつ、組合員と一定の親族の関係にある者をいいます。

共済組合では、組合員に対する給付のほかに、組合員の被扶養者に対しても病気、負傷、出産、死亡又は災害に関する給付を行っていますが、この給付を受けるためには、共済組合から被扶養者として認定されることが必要です。

被扶養者の資格要件は次のとおりですが、給与条例上の扶養親族（扶養手当）の資格要件と多少差異がありますので、給与事務との関連上、注意して取り扱ってください。

なお、被扶養者が他の健康保険などに加入した場合は、その加入した日から被扶養者の資格を失います。

また、被扶養者が満 75 歳に到達した場合、誕生日から後期高齢者医療制度の適用を受けることとなるため、被扶養者の資格を失います。この場合、取消手続の必要はありませんが、資格確認書等は、速やかに共済組合へ返納してください。

1 被扶養者の範囲

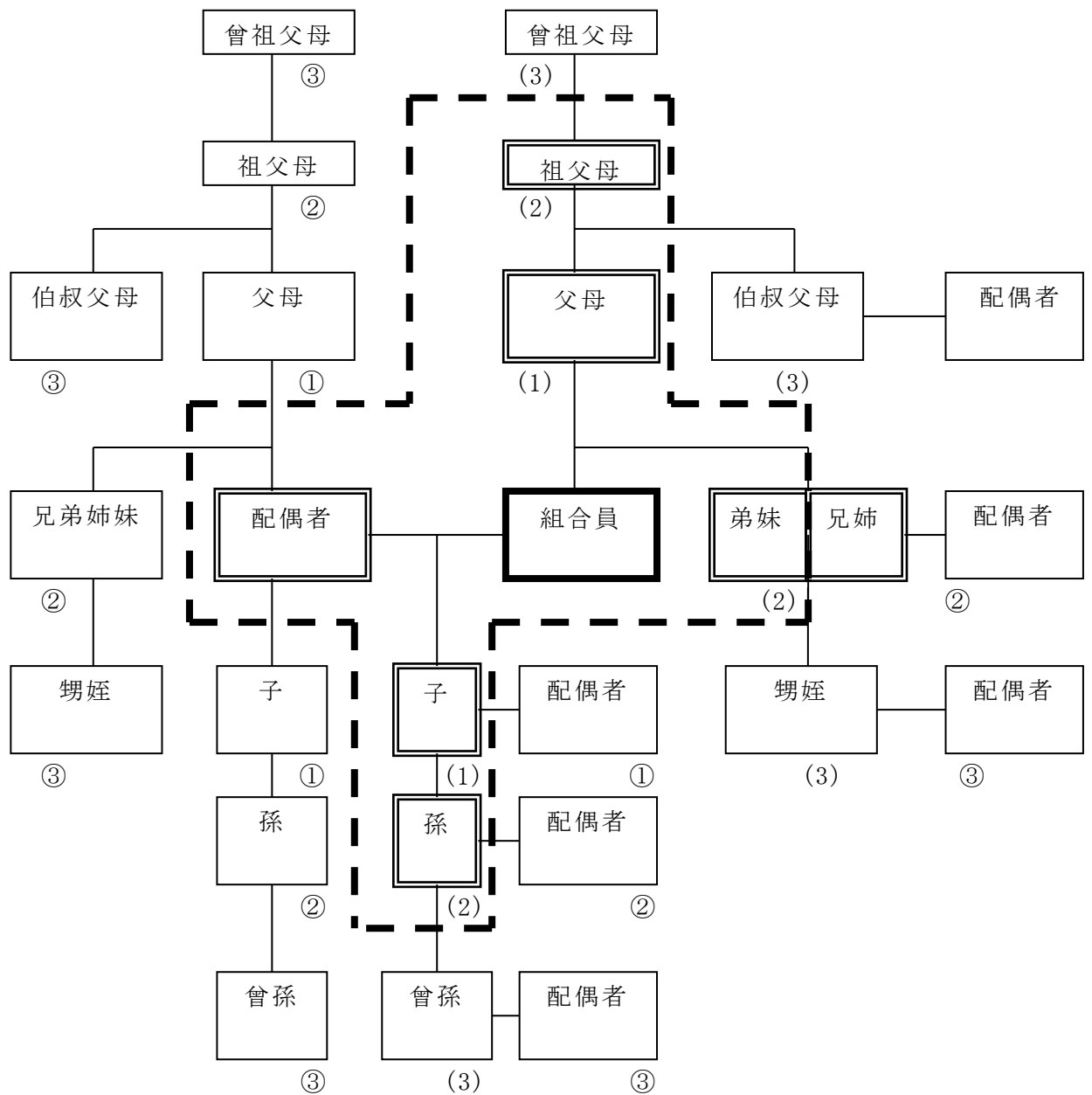
（１）組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

（２）組合員と同一世帯に属する者（組合員と生計を共にし、かつ同居している場合をいう。）

ア 三親等内の親族で、（１）に掲げた以外の者

イ 届出をしていないが、組合員と事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子）

扶養親族の範囲



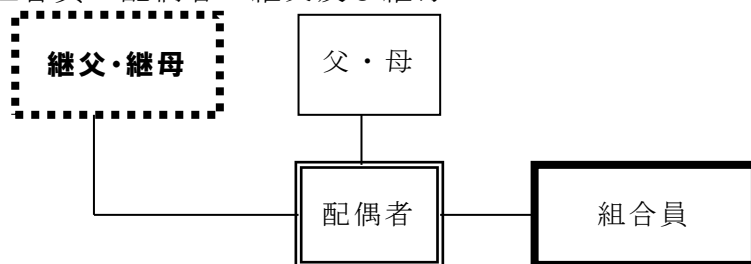
(注) 1 () 内の数字は血族の親族を、○内の数字は姻族の親族を表す。

2 は同居を認定要件としない親族を、 は同居を認定要件とする親族を表す。

3 線で囲んだ部分は給与条例上の扶養親族の範囲を表す。

4 次図において、破線 のものは三親等内の親族に含まれません。

①組合員の配偶者の継父及び継母



②組合員の配偶者の兄弟姉妹の配偶者



2 生計維持関係

被扶養者に認定されるためには、主として組合員の収入により生計を維持していることが要件となりますが、その扶養事実及び扶養しなければならない事情を具体的に調査確認して処理することになります。

なお、次の要件に該当するときは被扶養者として認定できません。

- (1) その者について組合員以外の者が給与条例の規定による扶養手当、又はこれに相当する手当を地方公共団体、国、その他から受けている者
- (2) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
- (3) 次の収入限度額を超える場合
 - ア 事業又はその他の収入が年額 130 万円以上、若しくは給与収入が月額 108,334 円（130 万円÷12 月）以上、あるいは雇用保険が日額 3,612（130 万円÷360 日）円以上の収入がある者
 - イ 19 歳以上 23 歳未満の者（組合員の配偶者を除く。）で事業又はその他の収入が年額 150 万円以上、若しくは給与収入が月額 125,000 円以上、あ

るいは雇用保険が日額 4,167 (150 万円÷360 日) 円以上の収入がある者
(令和 7 年 10 月 1 日以降適用)

ウ 収入の全額若しくは一部が障害者年金である者で、その収入が年額 180 万円以上ある者 (1 か月の基準額は、15 万円)

エ 60 歳以上の者であって、収入が年額 180 万円以上ある者 (1 か月の基準額は、15 万円)

※ 「収入」とは、所得税法上の所得ではなく、被扶養者として認定を受けようとする者の認定日以降、1 年間の恒常的収入の総額をいいます。

給与 (アルバイト、パート、日々雇用等・交通費等手当を含む)、報酬、雇用 (失業) 保険、訓練費、年金 (厚生年金、共済年金、国民年金、基礎年金、遺族年金、障害年金、企業年金、個人年金、貯蓄型年金等)、年金生活者支援給付金、恩給、事業収入 (農業、営業等)、不動産収入 (家屋、駐車場等の賃貸)、株等の売却収入 (全ての株を売却していない場合)、株等の配当金、分配金、利子 (預貯金、有価証券等)、生活補助を目的とする奨学金、奨励金、修習資金 (貸与も含む)、雑収入 (原稿料、印税、講演料等)、傷病手当金、贈与 (一回限りでないもの) 等の全ての収入をいい、退職金、不動産や株等を一回限りで全て売却した場合の収入、出産手当金、贈与等は収入に含まれません。

※ 事業収入等の必要経費と認められない経費

租税公課、旅費交通費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費、利子割引料、地代家賃 (自宅の場合)、借入金利子、その他経費、雑費、貸倒引当金繰入、賃借料、専従者給与、青色申告特別控除額等。

なお、ここに記載していない経費でも、審査の結果、必要経費と認められない場合があります。

※ 「給与収入」とは、所得税法上の所得ではなく、被扶養者として認定を受けようとする者の認定日以降、1 年間の恒常的収入 (税控除前) の総額をいいます。

アルバイトやパートタイム等の勤務者で、4 か月以上引き続いて勤務し、収入が不安定な場合、給与の総支給額が 108,334 円 (130 万円÷12 月) 以上ある

月が3か月以上継続する場合は、4か月目から認定取消しとなります。

また、給与月額が108,334円以上ある月が3か月以上継続していない場合は、給与等収入の合計が130万円を超えた翌月から認定取消しとなります。

なお、雇用された時点で月額が108,334円を継続して超過することが明らか
な場合は、雇用された時点で認定取消しとなります。（令和7年10月1日以
降の19歳以上23歳未満の被扶養者の収入限度額（年額、月額）は、2（3）
を参照）

※ 同居していない者を被扶養者として認定を受けようとする場合には、組
合員がその者の生活を維持していると判断するために、その者が生計を維
持するのに必要な額の1／3を上回る額を組合員が負担していることが必要
です。

3 国内居住要件

「日本国内に住所を有すること」については、住民基本台帳に住民登録され
ているかどうかで判断し、「住民票」が日本国内にある者は、原則、国内居
住要件を満たしています。

次の「国内居住要件の例外」に該当する場合は、証明書類等を添付するこ
とで被扶養者として認定することができます。

＜国内居住要件の例外＞

- （1）海外において留学する学生
- （2）海外に赴任する組合員に同行する者
- （3）観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に
海外に渡航する者
- （4）組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者
- （5）（1）から（4）までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を
考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる者

＜国内居住要件の例外（海外特例）に該当する場合の追加書類＞

① 海外において留学する学生	査証（ビザ）、学生証、在学証明書、 入学証明書の写し
② 海外に赴任する組合員に同行 する者	査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の 公的機関が発行する居住証明書等の写 し

③ 観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証（ビザ）、ボランティア派遣期間の証明書、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる者	共済組合に相談してください。（日本国籍を有しない方で「医療滞在ビザ」や「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した場合は不可）

注）例外該当事由の番号の添付書類いずれか一つを、共済組合に提出してください。

外国語で作成された書類の場合は「日本語の翻訳文」が必要です。その際は、翻訳者の署名も必要です。

4 夫婦が共同で子を扶養する場合における主たる扶養義務者

- （１）年間収入（過去、現時点、将来の収入等から今後１年間の収入を見込んだもの）が多いほうの被扶養者とする。
- （２）夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の１割以内である場合、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

夫婦とも公立学校共済組合の組合員の場合

- （３）被扶養者とすべき者に係る扶養手当又はこれに相当する手当の支給が認定されている場合には、その認定を受けている者の被扶養者として差し支えない。

夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合

- （４）直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、多い方を主として生計維持する者とする。

主として生計を維持する者が育児休業を取得した場合

- （５）主として生計を維持する者が育児休業を取得した場合、特例的に被扶養者を異動しないこととする。